平成21年1月から一部改善されました

●75歳誕生月の高額療養費の特例

75 歳誕生月（後期高齢者医療加入月）は、誕生日前後に加入している医療保険の自己負担限度額がそれぞれ2分の1に軽減されます。

◆対象者：次のア～ウのいずれかに該当する人

ア. 75 歳で後期高齢者医療制度に加入する人

イ. アの人が直前まで「被用者保険の本人」だった場合、その被扶養者（年齢問わず）

ウ. アの人が直前まで「国保組合の組合員」だった場合、その世帯に属する被保険者（家族）（年齢問わず）

※ 誕生日が1日の 75 歳の人とその被扶養者（または上記ウの被保険者）は、75 歳誕生月の加入保険が1つとなり、制度上不利が生じないため、この特例は適用されません。

※ 65～74歳で後期高齢者医療制度に加入する場合（障害認定）は、この特例の対象外です。
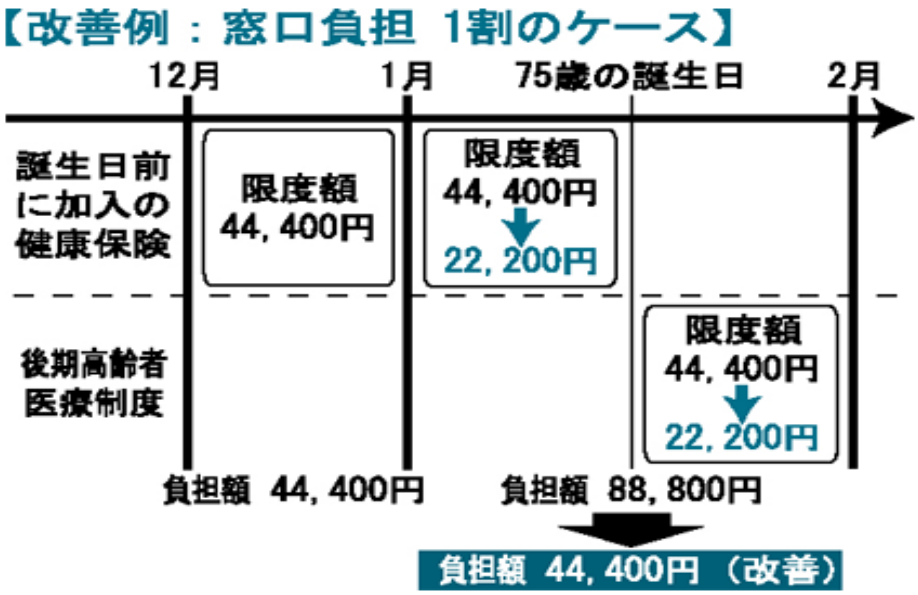
※ 平成 20 年 4 月～12 月分の高額療養費には、この特例がさかのぼって適用される予定です。